

議案第 11 号野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について賛成する立場で討論に参加します。

平成 30 年から国民健康保険は都道府県化に移行しました。平成 30 年当時の条例改正に伴う保険料の改定は、財政調整基金を活用した中での料金が引き下げられました。当時の私自身の討論を引用しますと、「保険料の改定では平均 1 万 2,473 円を軽減する予算を組まれた上に、保険税から保険料に変更しました。このことは本来の社会保障としての在り方に合致するものであるため、その点については賛成します。しかし都道府県化については最後まで反対」していました。根本的な課題を積み残したままの広域化では、将来にわたり国保の保険料は高くなるとの指摘をしてきました。令和 6 年度から毎年 9,500 円を基本に段階的に引き上げるとしていますが、令和 7 年度以降はその時の社会情勢を検証していくとしています。千葉県の示す標準化のための保険料では数年間にわたりその乖離を埋めていく必要があると思います。想定されたことだと思います。そのため、市として何ができるかを精査させていただき、この時点ではやれることには努力されていると判断いたしました。

私は、千葉県の運営協議会を傍聴しています。傍聴で聞く、県職員の答弁からは、暮らしとの乖離が他人事のように聞こえてなりません。しかし、市の職員は、市民からの問合せやクレームに直接対処しなければなりません。

今回の引上げについては、物価高騰に苦慮する市民生活があることも承知しておりますが、国民皆保険を今後どのようにしてこ入れしていくのかにかかってくると思います。国に対して地方公共団体や知事会を通して訴えていくことは必要です。それにしてもあの消費税の増税分はどこにいったのでしょうか。

少子高齢化は、高齢者の皆さんには、医療面からいえば健康増進に努力していただき、適正な利用をお願いし、現時点では国庫負担を増やしていかなければ、この制度を持続することができません。これにこそ特効薬があるわけではなく、国民健康法は制定され 1961 年に始まった制度が社会情勢の変化に対応できておらず、国保加入者にとっては厳しい状況が続いています。今回の引上げ額が他市より高くなってしまうのは、野田市がこれまで保険料を低く抑えていたためであり、見え方としては皮肉な数字です。

私自身もそのことを市民の皆さんにしっかり伝えていく必要があると思っています。

以上を理由として厳しい引上げではありますが、賛成といたします。